

さがみはら若手落語家選手権

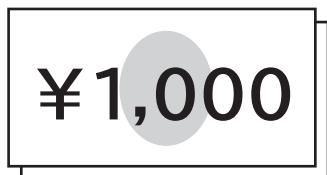


ご寄附のお願い

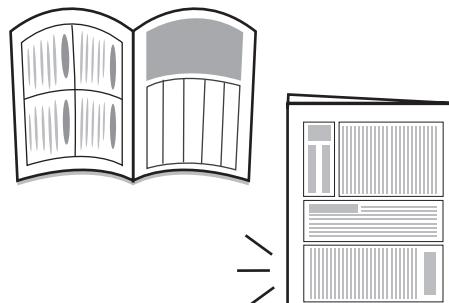
～選手権運営を支援いただけの方～

本選手権の継続的な運営のために個人の皆様、法人・団体の皆様にご寄附をお願いしております。
皆様のご理解・ご協力・ご支援をお願いいたします。

①1口 1,000円
(口数の上限はありません)



②公演パンフレット等に支援者様の
芳名（団体名）を掲載 ※匿名可



③当財団への寄附は税制の優遇措置が受けられます。

(1) 法人の場合

特定公益増進法人への寄附は、通常の寄附金の限度枠ではなく、公益法人への寄附特別枠の範囲内で法人税の損金へ算入することができます。

①一般の寄附金の損金算入限度額

損金算入限度額 = (資本等の金額 × 0.25% + 所得の金額 × 2.5%) × 1/4

②特定公益増進法人への寄附の損金算入限度額

損金算入限度額 = (資本等の金額 × 0.375% + 所得の金額 × 6.25%) × 1/2

(2) 個人の場合

確定申告の際、以下の税制上の優遇措置があります。

①所得控除（寄附金控除）

寄附金合計額 - 2,000円 = 寄附金控除額（所得控除）

※寄附額は所得額の40%相当が限度額

②個人住民税の控除

<個人県民税> (寄附金額 - 2,000円) × 2%

<個人市民税> (寄附金額 - 2,000円) × 8%

※神奈川県内にお住いの方は、住民税の寄付金控除もあわせて申告することにより、翌年度の個人県民税から控除されます。また、相模原市にお住まいの方は、個人市民税から控除されます。